

このお知らせは、令和7年度に小学校に入学するお子様の保護者の皆様にお送りしています。



令和7年4月～
令和7年9月分

就学援助の申請受付中です



札幌市では、所得が一定額以下となるなど、経済的に困りの世帯を対象に、就学に要する費用の一部を援助する「就学援助」の制度を設けています。制度の内容については、裏面をご覧ください。
就学援助をご希望の方は、以下の説明をご参照のうえ申請してください。

支給される金額

小学校入学準備金(57,060円)を支給します。

また、ご入学後は給食費が免除になるほか、学用品費等を支給します。

対象となるご家庭

裏面上部(対象となるお子様・対象となる世帯)をご覧ください。



入学準備金の支給時期

令和7年2月(※締め切りあり) 

申請方法

◆インターネットで申請する場合

右の二次元コードから電子申請をしてください。➡

期間内であれば「24時間いつでも」「どこでも」お手続きが可能です。

なお、電子申請には電子メールアドレスが必要です。

URL: <https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/enjo-r6.html>



◆書面で申請する場合

就学時健康診断の指定校に申請書を提出してください。

※指定校は「就学時健康診断のお知らせ」をご覧ください。

申請書は指定校で受け取るか、以下のURLに掲載のPDFデータを印刷してご使用ください。

また、札幌市教育委員会学校教育推進課でも配布しています。(平日:8:45~17:15)

https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/enjo_dl_r6.html

入学準備金締め切り

 令和6年12月20日(金)までに申請をすると、令和7年2月に入学準備金を支給します。

※ 上記以降は随時お支払い。入学準備金を受け取るための**最終的な受付期限は令和7年4月30日(水)**となります。

※ 令和7年5月以降も書面での申請に限り受付を行います。入学準備金の支給対象とはならず、その他の支給金額が減ってしまう場合もあるためご注意ください。

※ 札幌市外への転出や生活保護の開始などがあった場合、返還が必要となる場合があります。



令和6年(2024年)10月 発行 札幌市教育委員会学校教育推進課

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル3階 TEL211-3851

就学援助の対象となるお子様

○令和 6 年 10 月時点で小学校・中学校に在学しているお子様

○令和 7 年 4 月に小学校に入学するお子様

義務教育学校前期課程は小学校、義務教育学校後期課程・中等教育学校前期課程は中学校と読み替えてください。
 なお、小中学校の「特別支援学級」は対象となりますが、「特別支援学校」の小学部・中学部は対象外となります。

対象となる世帯

札幌市内にお住まいで、次の認定要件 1~6 のいずれかに該当する世帯(一部対象外あり※1)

認定要件		備考							
1	令和 5 年 10 月以降生活保護が廃止または停止された。	生活保護を受けていた時と世帯構成が変わっていない場合に限りです。							
2	札幌市で児童扶養手当を受給している(A)、または令和 5 年 11 月以降に受給したことがある(B)。	(B)は、児童扶養手当を受けていた時と世帯構成等が変わっていない場合に限りです。							
3	令和 6 年度において、高校生以下を除く世帯全員(※2)の市町村民税が非課税または全額免除された。								
4	高校生以下を除く世帯全員分(※1)の令和 5 年中の所得の合計額が下表の限度額以下だった。 (失業者がいる世帯や医療費が多くかかった世帯は、世帯所得の合計額から一定額を控除できる場合があります。)								
	世帯人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人
	所得限度額	186 万円	232 万円	252 万円	288 万円	341 万円	410 万円	480 万円	558 万円
	給与収入額の目安(※3)	277 万円程度	343 万円程度	369 万円程度	414 万円程度	480 万円程度	567 万円程度	654 万円程度	741 万円程度
5	令和 5 年度以降、風水害・地震・火災等の災害により個人事業主等に係る個人事業税が全額免除された。								
6	令和 5 年度以降、社会福祉協議会から、福祉費のうち生業経費、技能習得関係経費、支度関係経費のいずれかの貸付を受けた。								

(※1)生活保護を受けている世帯や、他市町村の就学援助を受けている場合は対象外です。

(※2)生計維持者が単身赴任等で別居している場合は、居所が異なっても世帯員に含みます。住民票や家計が別の場合であっても、同一住居にお住まいの方は同一世帯員とします。

(※3)収入がある方の人数や金額によって変動する場合があります。あくまでも目安であり、この金額は審査に使用しません。

援助の内容

令和 6 年 10 月時点の内容です。国の基準改定などにより今後変更になる場合があります。

□は国公立(国・道・市立)学校のみ、◇は札幌市立学校のみ(◆は中等教育学校を除く)支給される費目です。

本表には概要のみ記載しています。詳細は認定になった方に別途ご案内します。

学用品費等	[小・中学生] 年額 13,230 円~27,130 円(学年によって異なります)
生徒会費	[中学生] 年額 2,340 円
小学校入学準備金	[(小)令和 7 年 4 月小学校入学者(認定期間に令和 7 年 4 月を含む方に限る)] 57,060 円
中学校入学準備金	[(中)令和 7 年 4 月中学校入学者(認定期間に令和 7 年 3 月を含む方に限る)] 63,000 円
体育実技用具	[柔道またはスキー授業実施校の小 1・小 4・中 1] 柔道衣またはスキー用具の現物支給
□宿泊校外活動費	[認定期間に出発日が属する月が含まれており、行事に参加した方] 交通費・見学料相当額
□修学旅行費	[認定期間に出発日が属する月が含まれており、行事に参加した方] 実費相当額(一部対象外費用あり)
◆通学費	[小・中学生で通学距離が一定以上など所定の要件を満たす方] 公共交通機関利用額
◇給食費	[小・中学生] 認定を受けている期間中の給食費が無料
◇学校病医療費	[小・中学生で所定の疾病で医療機関受診する方] 所定疾病分の医療費自己負担額が無料
◇災害共済掛金	[小・中学生で、5 月 1 日時点で認定された方] 日本スポーツ振興センター災害共済掛金が無料

就学援助制度に関するお問い合わせ先

札幌市教育委員会教育推進課学事係(就学援助担当)

TEL:011-211-3851 E-mail:shugakuenjo@city.sapporo



さっぽろ市
02-S02-24-1927
R6-2-1297